

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩倉市	岩倉市(北地区、南地区、西地区)	令和3年3月31日	令和2年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	235.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	192.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	122.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.9ha

2 対象地区の課題

田について、大部分が主要な担い手に集積されているが、その担い手が高齢化していることから、集積された農地をまとめて営農することができる後継者の育成が早急に必要である。
畑については、小規模な畑が多く、面積がまとまっている畑が少ないため、新たに担い手に集約することが難しい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>〈岩倉北地区(東町・鈴井町・八剣町・井上町・石仏町・中野町)〉</p> <p>【現状】</p> <p>(水田作) 大部分を中心経営体である集落営農者1経営体、集落営農組織1経営体及び認定新規就農者1経営体が担っている。</p> <p>(畑 作) 畑利用に関しては、農地の区画面積が小規模で集積が難しいため、主に兼業農家や自給的農家が耕作・管理している。</p> <p>(その他) 認定農業者2経営体、認定農業法人1経営体が農業用ハウスによる施設栽培を行っている。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>(水田作) 現在の耕作体制を継続していくと共に、新たに貸出し希望のあった水田については、主に認定新規就農者へ集積を行う。</p> <p>(畑 作) 新たに貸出し希望のあった畑については、主に認定新規就農者へ集積を行う。</p> <p>(その他) 引き続き施設栽培を継続していくと共に、収益性の高い作目及び作型の導入を検討していく。</p>
<p>〈岩倉南地区(大市場町・大山寺町・稲荷町・曾野町)〉</p> <p>【現状】</p> <p>(水田作) 大部分を中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。</p> <p>(畑 作) 畑利用に関しては、農地の区画面積が小規模で集積が難しいため、主に兼業農家や自給的農家が耕作・管理している。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>(水田作) 現状の耕作体系を継続していくと共に、新たに貸出し希望のあった農地については、主に認定新規就農者へ集積を行う。</p> <p>(畑 作) 新たに貸出し希望のあった農地については、主に認定新規就農者へ集積を行う。</p>
<p>〈岩倉西地区(西市町・北島町・野寄町・大地町・川井町)〉</p> <p>【現状】</p> <p>(水田作) 中心経営体である認定農業者2経営体及び認定新規就農者1経営体が担っている。</p> <p>(畑 作) 畑利用に関しては、中心経営体である認定農業者2経営体が大部分を担っているほか、小規模で集積が困難な畑に関しては主に兼業農家や自給的農家が耕作・管理している。</p> <p>(その他) 認定農業者1経営体が農業用ハウスによる施設栽培を行っている。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>(水田作) 現状の耕作体系を継続していくと共に、新たに貸出し希望のあった農地については、主に認定新規就農者へ集積を行う。</p> <p>(畑 作) 新たに貸出し希望のあった農地については、主に認定農業者2経営体へ集積を行う。</p> <p>(その他) 引き続き施設栽培を継続していくと共に、収益性の高い作目及び作型の導入を促進していく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、218筆、97,817㎡となっている。</p>
<p>新たな担い手確保の取組方針 令和2年度より1名の新規就農者を迎え入れることができた。しかし、とりわけ水田において、主要な担い手の高齢化が進んでいるため、引き続き後継者の育成を図っていく。</p>
<p>今後の農業振興の取組方針 畑について、一団の畑が少ないことから、農業経営の安定的化を図るため、施設園芸における収益性の高い作物及び作型の導入を検討していく。</p>
<p>農地の集積方針 JA愛知北等関係団体と協力し、貸出意向のある農地を洗い出し、岩倉市農地バンク制度や農地中間管理事業を活用し、集積を進める。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地の出し手、受け手から希望があった場合に農地中間管理機構を活用する。</p>
<p>農地の多面的機能保全の取組方針 現在、岩倉西地区において、2団体が国の補助制度である多面的機能交付金支払制度を活用し、農地の保全活動を行っている。今後より一層の地域における農地保全活動の活性化を図るため、制度の積極的なPRに努める。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 岩倉南地区を中心にヌートリアの被害が確認されているため、耕作者、所有者に檻を貸し出すと共に、各地域の農事組合や猟友会と連携を取りながら、被害防除に努める。</p>

(参考) 中心経営体

属性 ※1	農業者 (氏名・名称)※2	現状		今後の農地の営農計画		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	認定農業法人①	施設野菜	1.0 ha	水耕野菜	1.0 ha	北地区
認農	認定農業者①	施設花き	0.3 ha	水耕花き	0.3 ha	北地区
認農	認定農業者②	施設野菜	1.3 ha	水耕野菜	2.5 ha	北地区
認就	認定新規就農者①	水稲、野菜	1.8 ha	水稲、野菜	11.0 ha	北地区、南地区、西地区
集	集落営農者①	水稲	16.8 ha	水稲	16.8 ha	北地区
集	集落営農者②	水稲	5.0 ha	水稲	5.0 ha	北地区
認農	認定農業者③	水稲	25.5 ha	水稲	25.6 ha	南地区、西地区
認農	認定農業者④	水稲、野菜	10.2 ha	水稲、野菜	13.4 ha	西地区
認農	認定農業者⑤	野菜	1.5 ha	野菜	1.7 ha	西地区
認農	認定農業者⑥	施設野菜	0.1 ha	野菜	0.1 ha	西地区
計	10経営体		63.5 ha		77.4 ha	

※1:「認農」=個人の認定農業者、「認農法」=法人の認定農業者、「認就」=認定新規就農者

「集」=法人化や農地集積を行うことが確実であると判断する集落営農

※2:個人情報保護の観点から、農業者名は伏せて記載しています。